

ID: 223

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	大河原町立学校施設の開放に関する規則 第11条第1項		
例規番号	平成27年教育委員会規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。</p> <p>(利用団体登録の取消)</p> <p>第11条 教育委員会は、利用団体登録を受けた者が次の各号の1に該当するとき又は当該者の利用が第8条第4項各号の1に該当すると認めるときは、当該利用団体登録を取り消すものとする。</p> <p>(1) 第7条第2項の団体に該当しなくなるとき。</p> <p>(2) 利用団体登録の有効期間が満了したとき。</p> <p>(3) 前条の規定による廃止の通知をしたとき。</p> <p>(4) 偽りその他不正な手段により利用団体登録を受けたとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項(第2号を除く。)の規定により利用団体登録を取り消したときは、その旨を当該利用団体登録を受けていた者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月29日	最終変更年月日	年 月 日